



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第72号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【漁調委告示】

島根海区漁業調整委員会公文書の管理に関する規程 2

隠岐海区漁業調整委員会公文書の管理に関する規程 2

【内水面漁管委告示】

島根県内水面漁場管理委員会公文書の管理に関する規程 2

漁 業 調 整 委 員 会 告 示**島根海区漁業調整委員会告示第 1 号**

島根海区漁業調整委員会公文書の管理に関する規程を次のように定める。

平成23年 3 月 31 日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

島根海区漁業調整委員会公文書の管理に関する規程

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第 3 号）第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 9 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条の規定に基づき定めるべき島根海区漁業調整委員会が行う公文書の管理に関し必要な事項は、島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第 33 号）及び島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第 6 号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

隠岐海区漁業調整委員会告示第 1 号

隠岐海区漁業調整委員会公文書の管理に関する規程を次のように定める。

平成23年 3 月 31 日

隠岐海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

隠岐海区漁業調整委員会公文書の管理に関する規程

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第 3 号）第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 9 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条の規定に基づき定めるべき隠岐海区漁業調整委員会が行う公文書の管理に関し必要な事項は、島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第 33 号）及び島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第 6 号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示**島根県内水面漁場管理委員会告示第 1 号**

島根県内水面漁場管理委員会公文書の管理に関する規程を次のように定める。

平成23年 3 月 31 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 平 田 民 夫

島根県内水面漁場管理委員会公文書の管理に関する規程

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第 3 号）第 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 9 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条の規定に基づき定めるべき島根県内水面漁場管理委員会が行う公文書の管理に関し必要な事項は、島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第 33 号）及び島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第 6 号）の規定の例による。

附 則

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。